

### 3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

- ◎ 今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することになっています。

#### (1) 個別の教育支援計画とは



教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

(小学校学習指導要領解説総則編 p 113、中学校学習指導要領解説総則編 p 111)

#### ◎ 「個別の教育支援計画」の作成と活用の留意点

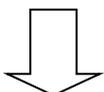
- 教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面から取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用します。
- 実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にします。
- 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全職員が共通理解すべき大事な情報となります。
- 就学前に作成される個別の支援計画を引継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切になります。
- 個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要になります。

(小学校学習指導要領解説総則編 p 113～114、中学校学習指導要領解説総則編 p 111～112)



#### 個別の教育支援計画を作成するにあたって

障害者の権利に関する条約で提唱された概念である「合理的配慮」の観点を踏まえ、設置者及び学校と本人及び保護者が、可能な限り合意形成を図った上で、個別の状況に応じて合理的配慮について決定し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映されることが期待されています。合理的配慮の提供は本人の意思表示がスタートであることから、個別の教育支援計画との関連を図ることは重要になります。



「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を作成していきます。

「個別の指導計画」については次のページ

## (2) 個別の指導計画とは

個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 114、中学校学習指導要領解説総則編 p 112）



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の(3)のイ(p68)には以下のように記載されています。

### イ 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

(ア) 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。（基礎的・基本的な事項）

(イ) 児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童又は生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第4節の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。（指導方法や指導体制の工夫）



### ◎ 「個別の指導計画」の作成と活用の留意点

○ 今回の改訂では、総則のほか、各教科等において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障がいのある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されました。

○ 特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとします。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要になります。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 114、中学校学習指導要領解説総則編 p 113）

◎個別の指導計画に基づく評価について

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節3の(2) p70)

- 個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにするために、何を、どのように改善していくのかを明確にする必要があります。
- 個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章総則第2節の4に示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切になってきます。

(特別支援学校学習指導要領解説総則編第2章第4節3の(2) p272)



◎ 学習評価の充実について

① 指導の評価と改善

- 「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るために、学習評価は重要になります。
- 指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習過程の適切な場面で評価を行います。
- 観点別学習状況の評価について、「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理します。
- バランスのとれた学習評価を行うために、指導と評価の一体化を図る中でテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価を行っていきます。

② 学習評価に関する工夫

- 評価結果が児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要です。
- 学校間の接続も重視しており、進学時に児童生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要です。

(小学校学習指導要領解説総則編 p93、中学校学習指導要領解説総則編 p91)



ハンドブックのp85～88「4 学級経営(9) 評価と指導のまとめ」も参考にしてください。



## (3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式及び配慮事項

	◆個別の教育支援計画◆	◆個別の指導計画◆
役割	個々の将来を見据えながら各学年段階において支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にし、必要かつ適切な支援を検討すること	目標や指導の手立てを明確にし、教職員間や教職員と保護者との間で指導に関する情報を共有すること、定期的な評価に基づき指導の改善を行うこと
記載内容の例	○本人のプロフィール ○本人・保護者の願い（生活・学習・進路等） ○支援の方針 ○支援の内容・方法（合理的配慮） ○支援を行う人及び関係機関 ○支援の評価と引継ぎ事項 等	○児童生徒の実態 ○本人や保護者の願い ○長期目標及び短期目標 ○具体的な手立て ○指導や支援の内容及び方法 ○指導や支援の評価 等
参画者	学校関係者（特別支援教育コーディネーター、担任等）、各関係機関の担当者（福祉、医療、労働等）、保護者（場合によっては本人）等	学校関係者（特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭等）、保護者

（「第3次山形県特別支援教育推進プラン（概要）※」より）

- 特に決まった様式はありません。
- 必ず全ての内容を記載しなければならないものではありません。実情に応じて必要な項目を記載します。

※「第3次山形県特別支援教育推進プラン」平成30年 山形県教育委員会

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/plan3.pdf>

（概要版）<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/plan3g.pdf>



- 各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方の違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図る必要があります。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図ることが必要になります。
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要になります。
- 校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

（小学校学習指導要領解説総則編p114、中学校学習指導要領解説総則編p112）



児童生徒の良さを生かした支援の工夫や、必要な配慮等についての情報を共有するとともに、確実に引継ぎましょう。

【参考】特別支援教育について「資料5 個別の指導計画の様式例」文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoto/tokubetu/material/1298214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/tokubetu/material/1298214.htm)

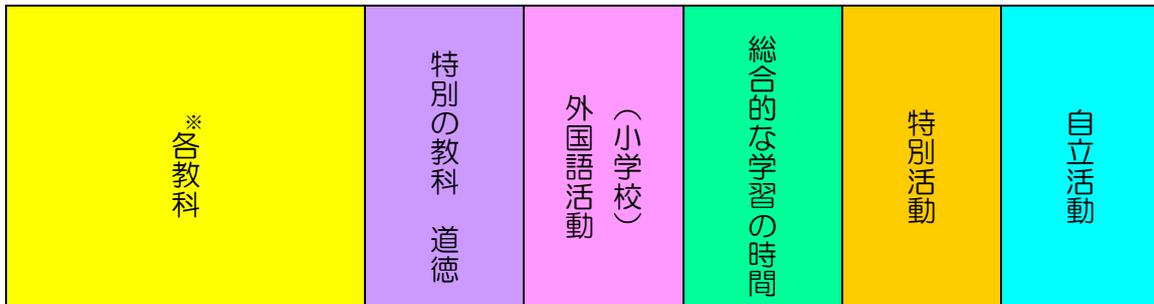
## (4) 教育課程の編成



### ① 編成の手順

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、教育内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成します。

#### <特別支援学級の教育課程>



※ 弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級の各教科

小学校：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語

中学校：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

知的障がい特別支援学級において知的障がい特別支援学校の各教科に替える場合の各教科

小学部：生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

中学部：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、必要に応じて外国語

原則は、「小学校又は中学校の教育課程」に基づいて編成しますが、児童生徒の障がいの状態を考慮し、特に必要がある場合には、「特別の教育課程」によることができます（ハンドブックp16～18参照）。

編成した教育課程は、年度当初に所管する市町村教育委員会に届け出ます。前年度から教育課程について検討しておくことが大切です。検討・作成時期については、ハンドブックp58を参照ください。

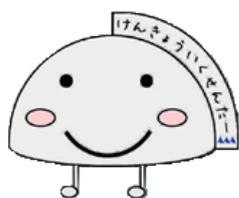
次ページから、特別の教育課程を編成するに当たっての手順の一例を、学習指導要領解説 総則編（小学校（平成29年）p43～45／中学校（平成29年）p44～45／特別支援学校（平成30年）p199～202）を踏まえて示します。



教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律ではありません。

それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである点に十分留意してください。

## ＜特別の教育課程編成手順の一例＞



障がい種によって編成の手順は異なります。  
御自身が担当されている学級の例を御参照ください。

## 【弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級】

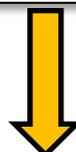
- i) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の把握と学校や地域の実態の把握
- 保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
  - 在校生については、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等も把握する。



- ii) 学級の教育目標及び児童生徒の実態を踏まえた指導のねらいの明確化
- 学校の教育目標の実現を目指して学級目標及び児童生徒の目標を設定する。
  - 児童生徒の実態及び生活年齢等も考慮し、重点や留意点を明らかにする。



- iii) 指導内容の組織
- 児童生徒のこれまでの学習の積み重ねの状況を考慮するとともに、将来の姿を見通して指導内容を選択する。  
→各教科について当該学年の教科の目標及び内容が妥当か、又は下学年の教科の目標及び内容が妥当か、おおよその方向性を検討する。
  - 各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の教育の内容相互の関連を図る。
  - 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
  - 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。



- ※ 各教科等の指導においても、自立活動の個別の指導計画との関連を踏まえる。
- ※ 障がいの状態や特性に配慮する。（ハンドブックp30～33参照）

- iv) 授業時数の配当
- 小学校（中学校）の各学年における総授業時数に準じて配当する。
  - 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。
  - 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
  - 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定する。

- ※ 週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。

## 【知的障がい特別支援学級】

- i) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の把握と学校や地域の実態の把握
- 保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
  - 在校生については、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等も把握する。



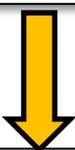
- ii) 学級の教育目標及び児童生徒の実態を踏まえた指導のねらいの明確化
- 学校の教育目標の実現を目指して学級目標及び児童生徒の目標を設定する。
  - 児童生徒の実態及び生活年齢等も考慮し、重点や留意点を明らかにする。
  - 児童生徒のこれまでの学習の積み重ねの状況を考慮するとともに、将来の姿を見通して指導内容を選択する。
    - ・各教科について当該学年の教科の目標及び内容が妥当か、又は下学年の教科の目標及び内容が妥当か、おおよその方向性を検討する。
    - ・知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を取り入れることが必要かを検討する。



- iii) 授業時数の配当
- 小学校（中学校）の各学年における総授業時数に準じて配当する。
  - 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。
  - 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
  - 知的障がい特別支援学級において、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定める。

教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する。

- 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定する。



※ 週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。

- iv) 指導内容の組織
- 各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の教育の内容相互の関連を図る。
  - 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
  - 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。
  - 各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

## ② 時間割

各教科等の授業の1単位時間を、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等、並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めます。

1単位時間は、小学校で45分、中学校で50分が基本となりますが、授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要があります。

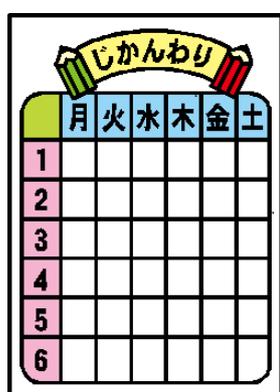
ただし、10分から15分程度の短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です（例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません）。

また、時間割を年間で固定するのではなく、児童生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があります。

なお、小学校（中学校）学習指導要領に定められた相当学年の年間標準授業時数を確保することに留意することが必要です。

※ 学習指導要領解説総則編（小学校p62～65、中学校p63～66、特別支援学校p228～231）参照

ハンドブックp60に「時間割作成のポイント例」を示していますので、合わせて参照ください。



## ③ 指導計画

教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

それを具体化した計画、つまり、授業につながる指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画です。

指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などのそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画です。

指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがああります。

このような指導計画を具体化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものが、個別の指導計画です。

※ 学習指導要領解説総則編（小学校p67～72、中学校p69～71、特別支援学校p234～245）参照

指導計画の作成に当たっては、各教科等の指導計画と個別の指導計画とを関連付けながら作成することが大切です。

各指導計画は、PDCAのサイクルの中で、実践を通して評価し、学期や年度途中の変更や修正を加えながら、より児童生徒の実態に合った計画にしていきましょう。



ハンドブックp62に「年間指導計画作成のポイント例」を示していますので、合わせて参照ください。